

国立大学法人大分大学と社会福祉法人大分県共同募金会との連携協定書

国立大学法人大分大学（以下「甲」という。）と社会福祉法人大分県共同募金会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙双方に共通する理念の実現と社会的使命を果たすため、共同募金運動に関して相互に連携し、助け合いの精神の醸成と住民福祉の増進によるつながりをたやさない地域づくりに貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に定める事項について連携協力を行うものとする。

- (1) 赤い羽根共同募金運動を通しての地域の助け合いの精神の醸成
- (2) 赤い羽根共同募金運動による地域福祉活動の活性化
- (3) その他連携の目的を達するために必要な事項

（連携の方法）

第3条 連携協力の具体的な内容及び連携による成果の利用方法等については、各々の事項に応じて両者が協議して定める。

（個人情報）

第4条 甲及び乙は、本協定により知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に開示、漏洩してはならない。次条に定める本協定の有効期間終了後も同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定は、両者の代表が署名押印した日から3年間有効とし、甲乙いずれからも申出がない場合、自動的に更新されるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項については、両者の協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年（2022年）8月22日

甲：国立大学法人大分大学長

乙：社会福祉法人大分県共同募金会長